

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和48年4月から、郵便局において国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。妻が夫婦二人分の保険料を必ず納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は申立期間前の昭和48年4月から59年9月までの期間(138か月)及び申立期間後の60年1月から平成19年4月までの期間(268か月)について、国民年金保険料を納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人夫婦は、昭和53年4月から口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できるところ、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、口座振替を開始した時期は覚えていないが、納付書が送付されてきた際には、送付された納付書により納付していたと供述しており、同市の国民年金収滞納一覧表、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録によると、申立期間前後の期間において、申立人夫婦が口座振替不能となった期間の保険料を後日、納付書により納付していることが複数回確認できることから、申立人夫婦の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和48年4月から、郵便局において国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。私が夫婦二人分の保険料を必ず納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は申立期間前の昭和48年4月から59年9月までの期間(138か月)及び申立期間後の60年1月から平成19年2月までの期間(266か月)について、国民年金保険料を納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人夫婦は、昭和53年4月から口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できるところ、申立人は、口座振替を開始した時期は覚えていないが、納付書が送付されてきた際には、送付された納付書により納付していたと供述しており、同市の国民年金収滞納一覧表、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録によると、申立期間前後の期間において、申立人夫婦が口座振替不能となった期間の保険料を後日、納付書により納付していることが複数回確認できることから、申立人夫婦の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月から61年3月まで

私は、会社を退職後、国民年金に加入し、付加保険料を含め3か月ごとに銀行で納付し続け、昭和59年9月にA村に転居した以外に生活面での変化が無かったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、会社を退職直後の昭和54年7月から任意加入により国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、付加保険料についても、国民年金加入当初から納付しているなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間に近接する昭和58年度、59年度上期及び同年度下期の納付記録について、平成23年1月27日、昭和60年9月30日及び同年7月13日に、それぞれ未納から納付済みへと訂正されていることが確認でき、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、転居以外に生活環境に大きな変化は無かったとしているところ、昭和59年9月の転居後においても、申立期間直前までの国民年金保険料を付加保険料を含め納付している上、申立人の夫は、申立期間を通して継続して厚生年金保険被保険者であることがオンライン記録により確認できることから、申立人が納付意志をもって任意加入していながら、保険料を納付しなかった特段の事情も見当たらず、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和49年1月から55年3月まで

私は、昭和48年4月に店を開業するためA市に転居したが、国民年金の手続きは、転居してすぐに、私が同市役所で行ったはずであり、同年4月以降の国民年金保険料については、店舗に来た集金人に夫婦二人分の保険料を私か妻のどちらかが納付していた。

しかし、年金記録を確認すると、昭和48年4月から同年6月までの期間及び49年1月から54年12月までの期間の国民年金保険料が未納、55年1月から同年3月までの保険料が免除とされており、一緒に納付していた妻のみが納付済みとなっている。私の年金記録だけが未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち昭和49年1月から同年3月までの期間について、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、当該台帳は、A市への住所変更に伴い、48年8月30日付けで移管されたことが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年4月以降の国民年金保険料を申立人と共に納付したとするその妻の国民年金手帳記号番号は、同年5月に同市で払い出されていることが確認できることから、同市において、この頃に申立人及びその妻に係る国民年金の手続きが行われたものと推認される上、申立人の妻は、同年4月以降の保険料が納付済みであることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②の間となる昭和 48 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を A 市の現金出納員に納付したことを示す領収書を所持しているところ、オンライン記録によると、当該期間は、平成 24 年 9 月 11 日付けで未納から納付済みに記録訂正されていることが確認でき、同市において、申立人に係る昭和 48 年度における国民年金の記録管理に不備があったものと推認されることから、申立期間①及び②のうち昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②のうち、昭和 49 年 4 月から 55 年 3 月までの期間について、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び上記特殊台帳において、当該期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらないところ、同市及び日本年金機構によると、当時における同市から B 社会保険事務所（当時）に対する国民年金保険料収納の報告は、年度を単位として、翌年度には報告していたとしており、同市及び社会保険庁（当時）のいずれにおいても、納付記録が複数年度にわたり欠落するとは考え難い。

また、上記特殊台帳によると、昭和 54 年度及び 55 年度の摘要欄には、国民年金保険料の催告を行ったことを示す「催」の押印が確認できるところ、申立人は、申立期間②直後の昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの保険料を過年度納付している上、A 市の収滞納一覧表によると、申立人及びその妻の同年 4 月から 61 年 3 月までの保険料の納付日は、全て同一日（月）でないことが確認できることから、夫婦の国民年金保険料を集金人に一緒に納付したとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人及びその妻が申立期間②のうち、昭和 49 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 3197 (事案 1532 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から9年1月まで

平成5年8月10日にA県B市役所に提出した国民年金被保険者関係届の写し、同市から国民年金保険料領収書が郵送された際の6年1月10日付け封筒及び当該封筒に同封されていた国民年金のパンフレットの3点を新たな資料として提出するので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) B市において申立人の国民年金加入記録は確認できない上、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号がC市において平成9年1月22日付けで付番されていることが確認でき、行政機関において、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人は、B市からC市に転入し国民年金の手続を行った際、B市で交付された年金手帳を所持しているにもかかわらず、新たな年金手帳が交付されたとしているが、C市によると、既に国民年金の被保険者として国民年金手帳記号番号が払い出されている者が他市町村から転入してきた場合、C市で新たに同手帳記号番号を払い出すことは無いとしていること、iii) オンライン記録、B市及びC市のいずれの電算記録においても、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付は確認できない上、仮に、オンライン記録に一度収録された国民年金保険料の納付の記録が、その後に取り消された場合、その取消しに係る情報が記録されるところ、申立人のオンライン記録にその取消しの記録は確認できないこと、iv) 口頭意見陳述において申立人が持参した手帳の記載内容をもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとまでは判断し難い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、領収書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく 22 年 4 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 5 年 8 月 10 日に B 市役所に提出したとする国民年金被保険者関係届の写し、同市から国民年金保険料領収書が郵送されてきたとする 6 年 1 月 10 日付け封筒及び当該封筒に同封してあったとする国民年金のパンフレットの 3 点を新たな資料として提出して再申立てしている。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人が国民年金被保険者関係届により加入手続を行ったとする平成 5 年 8 月前後（同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで）に B 市で払い出された 2,143 件を視認したが申立人の氏名は見当たらず、上記国民年金被保険者関係届の写しを見ても同市の受付印が無いことから、当該関係届の写しにより申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと認めることはできない。

また、申立人が B 市から国民年金保険料領収書が郵送されてきたとする平成 6 年 1 月 10 日付け封筒を見ると、担当欄に「年金相談」のゴム印が確認できるところ、同市によると、当時、年金相談担当は、国民年金の手続及び加入勧奨を行っており、申立人から提出された国民年金のパンフレットは、国民年金の加入促進等、国民年金制度の周知及び啓発のため郵送していたとしている上、同市から国民年金保険料の領収書を郵送することはなかったとしており、申立人の主張と相違することから、今回、申立人から提出された 3 点の資料をもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料と認めるのは困難であり、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から51年3月までの期間及び同年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から51年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

昭和50年9月頃に、父親がA市役所B出張所において、私の国民年金の加入手続を行った。担当者は私の同級生の母親で、父親が加入手続をする際に、当該職員と会話した旨を話してくれたことを記憶している。当時、私は短期大学に通っていたが、両親が自営業者だったので、老後に備えて国民年金保険料をきちんと納めておいた方がよいと言って、加入手続をしてくれた。申立期間①の国民年金保険料は、同年9月頃に、C郵便局でまとめて納付したと聞いている。

また、私は、短大卒業後、昭和51年3月から働き始め、申立期間②の国民年金保険料は、D郵便局で、1年分をまとめて前納した。

現在の年金記録に納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和50年9月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の父親が同年9月頃に納付し、申立期間②の保険料については、申立人自身が昭和51年度の初め頃に前納したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和52年7月頃に払い出されたことが推認されることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を納付したとする記録は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとする主張も無い。

さらに、申立人及びその父親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3199 (事案 3152 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、前回、年金記録の訂正の申立てを行ったところ、平成 24 年 8 月 27 日付けで年金記録確認第三者委員会から記録訂正不要と通知された。

今回、私の国民年金保険料を納付してくれた姉が証言してくれることから、再申立てをするので調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 11 月に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年 9 月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付できない期間であること、ii) 上記、国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付することとなるが、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人から申立期間の保険料を遡って納付したとする供述も無いこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名及び漢字による検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 8 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の姉が申立人の国民年金保険料を納付したとする文書を提出して、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の姉は、申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付について具体的な記憶は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。